

福島市復興推進計画

平成28年10月17日
福島県福島市

1. 計画の区域 福島市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本市では震度6弱を記録し、甚大な被害を蒙った。また、直後の原子力災害に伴う避難指示等により最大13,989名の避難者を受け入れるなど、福島市の医療機関では、かつて経験したことのない混乱のなかで避難者や被災者の応急対応を迫られた。さらに、市民生活面でも放射線の健康影響に対する強い不安、自主避難や様々な日常生活の制限など大きな影響を受け、震災から5年を経過した現在も不安は強く継続している。

このような経験と状況を踏まえ、本市は、地域医療支援体制の強化や市民の健康不安の軽減に向けた取り組みを推進することが復興に向けた大きな対策の一つであると捉え、原子力災害医療の情報などを発信する医療機関との連携強化を図るとともに、最新の治療方法を実践できる医療機関の整備、災害医療機能、救急医療体制の充実強化を通じて、高度な医療の提供を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の高度な医療の提供のために中核的な役割を担う事業者の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する日本赤十字社（以下「対象事業者」という。）が、福島市八島町において救急告示病院、災害拠点病院としての役割を備え、高度な医療を提供し、原子力災害医療の情報などを発信する福島赤十字病院を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、「福島市総合計画後期基本計画」において、高度な医療の提供及び原子力災害医療の情報などを発信する医療機関と連携することで、市民に安全で安心な質の高い医療サービスを提供し、さらに、放射線による健康不安の軽減を図る取り組みを行うこととしている。「福島市地域防災計画」のなかでも、二次高度医療施設の一層の整備充実を求めている。

こうした高度な医療の提供を実現するための取り組みの一環として、今般、対象事業

者は、救急センター、循環器センター、脳卒中センター、健康推進センター（仮称）、赤十字原子力災害情報プラザ（仮称）を設置することとしている。

救急センターでは、重傷救急患者の治療が同一フロアで完結するように、放射線部門やハイケアユニット、アンギオ室、手術室などを効果的に配置し、今まで以上に受入体制を強化する。

脳卒中センター及び循環器センターでは、24時間365日脳卒中の患者や循環器疾患の患者に対応し、急性期脳梗塞に対するt-PA静注療法（血栓溶解薬）や血栓回収療法、脳動脈瘤に対するコイル塞栓術、急性期心筋梗塞に対する経皮的冠動脈ステント留置術、胸部・腹部大動脈瘤に対するステントグラフト内挿術など最新の治療方法を取り入れた高度専門治療を提供する。脳卒中センター及び循環器センターでの高度な医療の提供は、市民のいのちを守る重要な役割を担うものと期待される。

健康推進センター（仮称）は、放射線による健康不安の軽減を図る取り組みとして、低線量放射線被ばくに対する健康相談・健康講座、県民健康調査の実施機関として甲状腺検査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の継続を行う。また、原子力災害についての情報発信を行う「赤十字原子力災害情報プラザ（仮称）」の整備を計画している。

さらに、対象事業者は、本市の臨床研修充実に伴う補助事業による医師の確保と人材育成を行っており、また、新設する病院においては、災害医療に関するDMAT、救護班等の研修施設の整備を図るなど、本市の医療体制の向上に寄与している。

新設される対象事業者の福島赤十字病院は、市内有数の医療機関となるのみならず、設備投資規模も128億円と市内の医療機関における設備投資平均額と比較しても大規模な事業であり、本市における高度医療の提供の充実への影響は大きい。

上記のとおり、対象事業者が実施する事業は、計画の目標にある「原子力災害医療の情報などを発信する医療機関との連携強化を図るとともに、最新の治療方法を実践できる医療機関の整備、災害医療機能、救急医療体制の充実強化を通じて、高度な医療の提供」を図るために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第1号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 東邦銀行

株式会社 みずほ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、対象事業者における災害医療、救急医療及び高度な医療の提

供に資する機能並びに原子力災害医療の情報発信が大幅に向上することによって、本市の「福島市総合計画後期基本計画」、「福島市地域防災計画」に掲げる「高度な医療の提供の実現」及び「原子力災害医療の情報などを発信する地域の医療機関との連携」への取り組み体制が強化され、地域全体の医療体制の充実及び放射線による健康不安の軽減を図ることになる。

これらの効果により、本市における復興の円滑な推進と市民の心身の健康増進、疾病対策を通じて市民生活の質の向上が期待できるものである。

6. その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、福島市、株式会社東邦銀行、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする福島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。